

農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料

資料目次

農薬名	頁
1 ピリダクロメチル	1

ピリダクロメチル (pyridachlometyl)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和元年（2019年）12月24日

登録の申請

令和4年（2022年）4月20日

農業資材審議会への諮問

② 農薬原体部会

令和5年（2023年）1月20日

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第11回）

3. 審議農薬の基本情報

① 化学名 (IUPAC)

ピリダクロメチル

3-クロロ-4-(2,6-ジフルオロフェニル)-6-メチル-5-フェニルピリダジン

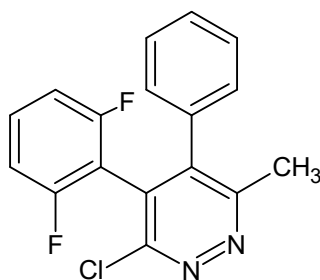
② CAS 登録番号

1358061-55-8

③ 分子式

C₁₇H₁₁ClF₂N₂

④ 構造式



⑤ 分子量

316.73

⑥ 初回登録年

新規申請

⑦ 用途

殺菌剤

⑧ 作用機作

本有効成分は、植物病原菌の菌糸生育阻害活性を有し、孢子形成も阻害することが確認されている。(FRAC分類：53)

⑨ 主な適用作物

麦類、果菜類、花き類 等

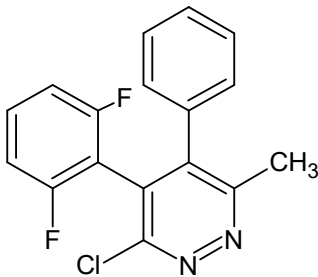
⑩ 登録申請農薬

別紙1 参照

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

4. 農薬原体部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名	化学名	構造式	含有濃度
ピリダクロメチル	3-クロロ-4-(2,6-ジフルオロフェニル)-6-メチル-5-フェニルピリダジン		930 g/kg 以上

② 農薬原体中のピリダクロメチルの分析法

ピリダクロメチルの農薬原体を内部標準溶液及びアセトニトリル/0.1 %リン酸水溶液で溶解し、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル/0.1 %リン酸水溶液で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：260 nm）によりピリダクロメチルを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いる。

③ 農薬原体の組成分析

ピリダクロメチルの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、ピリダクロメチル及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は997～1002 g/kgであった。

④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるピリダクロメチルの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるピリダクロメチルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. ①の規格に適合するピリダクロメチル原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

なお、当該農薬は令和元年12月24日に登録の申請がされ（2. ①）、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和2年4月1日）前にされた登録の申請である。このため、同法附則第2条の規定による改正前の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断を行うものである。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

別紙2（2）及び（3）によれば、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における評価の結果、申請された使用方法で使用するかぎり、使用した農作物中の残留濃度に基づく食品からのピリダクロメチルの摂取量は、下記②のとおり設定される食品中の残留農薬基準を踏まえ、ばく露評価を実施したところ、下記①のとおり設定されたADI（許容一日摂取量）を超えないことから、本号に該当すると認められなかった。

① ADI 及び ARfD（急性参照用量）

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、ピリダクロメチルの食品健康影響評価の結果として、以下のとおりピリダクロメチルのADIを設定し、令和4年（2022年）8月31日付けで厚生労働大臣に通知している。

ADI	0.08 mg/kg 体重/日
ARfD	設定不要

② 食品中の残留農薬基準

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、ピリダクロメチルの食品中の残留農薬基準については、令和4年（2022年）12月16日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、以下のとおり了承されており、今後、厚生労働大臣が告示する予定となっている。

基準設定対象：ピリダクロメチルのみとする。

食品中の残留農薬基準

食品名	残留基準値 (ppm)
小麦	0.01
大麦	0.01
ライ麦	0.01
その他の穀類	0.01
大豆	0.2
てんさい	0.2
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
すいか(果皮を含む。)	0.5
メロン類果実(果皮を含む。)	0.9
いちご	4
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01

食品名	残留基準値 (ppm)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、畑地ほ場土壌残留試験におけるピリダクロメチルの50%消失期（DT₅₀）は、火山灰壤土で49日、沖積壤土で34日であり、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月2日農林省告示第346号）第2号（土壌中半減期が180日未満の場合）に照らし、本号に該当すると認められなかった。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

別紙2（4）によれば、中央環境審議会における評価の結果、下記のとおり、水産動植物に係る農薬登録基準が設定され、ピリダクロメチルの水産動植物被害予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当すると認められなかった。

① 水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、ピリダクロメチルの水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和4年（2022年）11月24日に告示している。

農薬登録基準（水産動植物） 50 µg/L（0.05 mg/L）

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

別紙2（5）によれば、中央環境審議会における評価の結果、下記のとおり、水質汚濁に係る農薬登録基準が設定され、ピリダクロメチルの水質汚濁予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当すると認められなかった。

① 水質汚濁に係る農薬登録基準

ピリダクロメチルの水質汚濁に係る農薬登録基準については、令和4年（2022年）12月20日の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第86回）において、以下の農薬登録基準が了承されており、今後、環境大臣が告示する予定となっている。

農薬登録基準 0.2 mg/L

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められていない。

別紙 1

ピリダクロメチルを有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
－	ワイルドカード

別紙 2

参照資料一覧

- (1) ピリダクロメチルの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和4年1月20日）
- (2) 農薬評価書 ピリダクロメチル（食品安全委員会 令和4年8月31日）
- (3) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会報告について（ピリダクロメチル）（薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 令和4年12月16日）
- (4) 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料 ピリダクロメチル（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和4年6月24日）
- (5) 水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料 ピリダクロメチル（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和4年12月20日）